

議案第 2 号

君津市森林環境整備基金条例の制定について

君津市森林環境整備基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市森林環境整備基金を設置することに伴い、基金の管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 本市は、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、君津市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、森林環境整備事業の経費に充てるもののほか、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、この条例の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。